

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議 後援名義使用承認事務取扱要領(内規)

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議にかかわる事業について、その主催者から後援名義の使用承認(以下「後援名義の使用承認」という)の申請があった場合における取り扱いは、この要領の定めるところによる。

(後援名義の使用承認の基準)

第1 後援名義の使用承認に係る事業の内容等が、次に掲げる事項にいずれにも該当するものであること。

- (1) 主催者は、原則として公共的な団体若しくはこれに準ずるもの又は公益活動を行う民間団体であること。ただし、政治又は宗教にかかわる団体等でないこと。
- (2) 事業の内容が、百舌鳥・古市古墳群のイメージの普及や周知に寄与するものであること。
- (3) 府民が自由に参加できる事業であること。ただし限られた会員のみでの参加であっても、その事業の効果が一般に波及すると認められるものを含む。
- (4) 営利を主たる目的として、運営されるものでないこと。
- (5) 事業実施に際して、金品の寄附、援助又は、事業参加等の強要の恐れがないこと。
- (6) 原則として、開催地市町村等が後援を行う等その事業を奨励しているものであること。
- (7) 大阪府暴力団排除条例第14条及び第15条の規定に違反しないこと。
- (8) その他、後援名義の使用承認を行うことが、不相当と認められる事由がないこと。

(後援名義の使用承認の手続き)

第2 後援名義の使用承認は、要領第1に定める要件に適合する場合において、必要な事項を記載した書面により行うものとする。

なお、後援名義の使用承認にあたっては、必要な条件を附して承認するものとする(参考様式1)。

(実績報告)

第3 後援名義の使用承認を受けた者は、事業終了後1月以内の実績報告を提出するものとする。

附則 この要領は平成23年5月26日から施行する。

附則 この要領は平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和2年5月15日から施行する。